

年々深刻に？「公共交通を考える」(4)

住民の「移動」するための手段をどう確保するか、今後も高齢者割合の拡大が予想される今のうちに考える必要があります。その手段の一つとして「福祉有償運送」という方法が全国的に広がってきています。

しかし、和歌山県内では様々な事情が絡み、他の県ほどは進んでいないようです。



和歌山県内の福祉有償運送実施エリア
(出典：和歌山県庁長寿社会課ウェブサイト)

県内わずか7地域?!
福祉有償運送とは、高齢や障がいなどの事情で車の運転が困難な方のために、社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が有償で移動手段を提供するサービスのこと。利用料金はその地域のタクシー料金の半額を目安として設定されます。県内で福祉有償運送をおこなっている地域は左図の通り、7地域に限られており、他県に比べると非常に少ないのが現状です。

地域の実情も関係
福祉有償運送をおこなうためには様々な条件があります。まず、その地域の移動困難者数や福祉タクシーを含むバス・タクシーの台数等の状況、タクシーを配布している場合はその発行枚数、NPO等による移動サービスの実施状況などを分析します。過疎地域の場合はそもそもバス路線やタクシー事業者がない場合もある

また、協議は整ったものの、実際に担い手となる団体が現れず、実現に至っていない地域もあります。県内では前記の7地域以外にもこの協議会が設置された地域がありますが、協議が整わず、福祉有償運送の実現には至らなかった地域も存在しています。また、協議は整ったものの、実際に担い手となる団体が現れず、実現に至っていない地域もあります。

バス・タクシーも不採算
有償運送ならなおさら! 現在でも人口が少ない地域では、民間バス路線が統々と撤退して

ります。こうした地域の状況も判断材料となります。そのうえで各地域ごとに「運営協議会」を設置します。ここには、有識者、行政関係者、バスやタクシー等の運輸事業者、運輸事業者で構成される組合、事業を提供できるNPO等の非営利法人、運輸局関係者など、様々な利害関係者が集まったうえで協議を実施し、その地域で有償運送を行うことについての可否を判断します。

また、福祉有償運送は、介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている方や、障がい者手帳を保有している方など、対象者を限定しているケースが多く、幅広く住民が利用できるわけではありません。

ボランティア送迎の可能性
介護保険制度の抜本改正もあり、ここ最近再び注目されるようになったのがボランティアによる「助け合い」送迎です。完全無償もしくは、燃料代実費相当額のみ負担で利用できるケースが大半を占めているようです。ボランティアという

こともあり、万一の際の補償が不十分ではないかという指摘もあります。ほとんどの場合、利用登録の際に補償範囲を説明して同意してもらっているケースが大半とみられます。

その調子で、お菓子屋さんの看板もぜひ... 50m パタスリー

生活に欠かせない住民の「移動」をどう確保するか、産官民の連携でいっそう検討していく必要があるでしょう。(志場久起)

また、福祉有償運送は、介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている方や、障がい者手帳を保有している方など、対象者を限定しているケースが多く、幅広く住民が利用できるわけではありません。

津波で大きな被害を受けた石巻市周辺では、市街地から遠く離れた仮設住宅への転居や家族が離ればなれになるなどして、バスやタクシーの利用や家族による送迎が困難になった方が多く、燃料代実費のみの負担で利用できるレラの送迎事業が、通院や買い物など生活を支える貴重な移動手段になってい

今年1月に同団体が利用者を対象に実施したアンケートでは送迎活動の効果として「寂しさや不安が軽減した」「心身の健康に役立った」「家族の負担が軽減した」「生活に前向きになった」という回答が非常に多く、外出を支援するとい

な被害を受けた宮城県石巻市周辺で、高齢者や身体が不自由な方などをボランティアで送迎を行っているNPO法人移動支援 Rera (レラ) という団体があります。

津波で大きな被害を受けた石巻市周辺では、市街地から遠く離れた仮設住宅への転居や家族が離ればなれになるなどして、バスやタクシーの利用や家族による送迎が困難になった方が多く、燃料代実費のみの負担で利用できるレラの送迎事業が、通院や買い物など生活を支える貴重な移動手段になってい

今年1月に同団体が利用者を対象に実施したアンケートでは送迎活動の効果として「寂しさや不安が軽減した」「心身の健康に役立った」「家族の負担が軽減した」「生活に前向きになった」という回答が非常に多く、外出を支援するとい

な被害を受けた宮城県石巻市周辺で、高齢者や身体が不自由な方などをボランティアで送迎を行っているNPO法人移動支援 Rera (レラ) という団体があります。

津波で大きな被害を受けた石巻市周辺では、市街地から遠く離れた仮設住宅への転居や家族が離ればなれになるなどして、バスやタクシーの利用や家族による送迎が困難になった方が多く、燃料代実費のみの負担で利用できるレラの送迎事業が、通院や買い物など生活を支える貴重な移動手段になってい

今年1月に同団体が利用者を対象に実施したアンケートでは送迎活動の効果として「寂しさや不安が軽減した」「心身の健康に役立った」「家族の負担が軽減した」「生活に前向きになった」という回答が非常に多く、外出を支援するとい



ボランティア送迎の様子 (移動支援 Rera ブログより)
NPO 法人移動支援 Rera <http://www.npo-rera.org>
石巻市大街道東4丁目2-10 クレンビル1号館2階



みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2018 わかやま
がん征圧をめざし、がん患者や家族・支援者などがグラウンドを24時間交代で歩くチャリティイベント。
日時 4月14日(土) 12:00~15日(日) 13:00
場所 和歌山公園砂の丸広場
内容 チャリティウォーク、啓発コーナー、ステージイベント、出店など
参加費 無料
問い合わせ 実行委員会 (070-1340-2178)
備考 会場での寄付は開催運営費を除き日本対がん協会に寄付し、がん征圧・がん患者支援のために役立てられます。
- まちなか百姓養成塾
野菜の栽培方法を学びます。茶話会あり。交流もお楽しみいただけます。
日時 4月18日(水) 18:30~20:00
場所 和歌山市NPO・ボランティアサロン (フォルテワジマ6階)
講師 JA わかやま営農指導員
参加費 500円 (要申し込み)
問い合わせ・申し込み わかやまイネ!プロジェクト (メール info@wakayamaine.com)
- 救命講習「普通救命講習Ⅰ」
AEDの使用法等の講習会です。
日時 4月21日(土) 9:00~12:00
場所 和歌山市消防局3階多目的ホール
参加費 無料
問い合わせ・申込み 和歌山市内の各消防署、もしくは消防局警防課 (073-428-0119)
備考 同じ講座は今年度6回開催。上級編は今年度3回開催。詳しくはお問い合わせ下さい。
- 空き家活用勉強会
空き家特措法、特定空き家にならない方策などを学びます。
日時 4月22日(日) 13:30~15:30
場所 和歌山市市民会館4F和室
定員 10組 (事前予約必要)
参加費 無料
申し込み・問い合わせ サンクリエーション三木町支店 (0120-442-114)
備考 ほかに相続に関する学習会も開催中。

1週間って知らない話 NPOの 第5回 NPOとは?⑤

ここ最近指摘されているのは「NPO法人の増加の傾向にかげりがみえる」ということです。現在、全国のNPO法人の数は約51,000、和歌山県内でも400近くあり、それぞれコンビニエンスストアの数とほぼ同等の数となっています。しかし、NPO法人数の伸びはここ数年鈍化しており、解散も増えていることから、NPO法人の数はこれ以上は増えないのではないかと、この一番の要因は「社団法人」「財団法人」制度の大改革といわれています。従来、社団法人や財団法人は監督官庁の認可が必要なため、設立には大きなハードルがありました。しかし公益法人制度改革により、2008年12月から新しい制度に移行しました。新制度のもとでは、社団・財団法人を「一般社団・財団法人」と「公益社団・財団法人」の2階建て構造とし、一般社団・財団法人については監督官庁の認可を不要と

しました。すなわち法律で定める条件を整備し、公証人役場での定款認証ののち、法務局に法人登記をすれば一般社団・財団法人が設立可能になったわけです。

★ ★ ★
税制優遇が受けられる公益社団・財団法人になるには、内閣府や都道府県に設置されている「公益等認定委員会」での審査が必要にはなりますが、税制優遇を必要としなければ、従来よりもはるかに容易に一般社団・財団法人が設立となります。しかも、一般社団法人で「利益の非分配」等の条件を満たせば、NPO法人とほぼ同じ税制が適用されます。一般社団・財団法人の設立や法人登記には手数料や登録免許税等の費用がかかりますが、その費用さえ工面できれば、NPO法人よりも簡単に公益活動を担う法人が設立できます。今や一般社団法人は全国で4万を超えており、NPO法人数を猛追している状況にあります。

★ ★ ★
NPO法人と一般社団法人のどちらが有利なのかという質問がよく出ますが、これについてはケース・バイ・ケースになるので一概にいうことができません。一般社団法人にはNPO法人のような所轄庁がありませんので、NPO法人では必須となっている事業報告や会計報告などは各法人に委ねられています。このため法人運営の透明性の点で劣っていると

ます。
・NPO法人の設立や定款変更認証には所轄庁による書類縦覧の手続きに1ヶ月必要で、人数等の要件も一般社団法人よりも厳しく、急に法人を設立したり、事業内容を変更しなければならなくなったようなときの機動性に劣る反面、一般社団法人は社員総会の議決を経るとNPO法人よりも早く認証・登記することが可能です。

・NPO法人は定款認証や登記に費用はかかりませんが、一般社団法人は手数料や登録免許税がかかります。
・外部資金の獲得に際してはNPO法人のほうが選択肢が広い傾向にあるようです。

このように、NPO法人と一般社団法人のどちらが優れているか一概にはいえません。行いたい事業や費用の見通しなどをとみに個々に判断する必要があります。

【今回のポイント】
・NPO法人以外にも一般社団・財団法人など、民間の公益活動にまつわる法人制度は多様化している
・どの制度にもメリット・デメリットがあり、適切な法人格は個々に判断する必要がある